

令和 2 年 2 月 28 日

(令和 2 年 5 月 18 日改正)

南九州市新型コロナウイルス感染症対策本部

南九州市のイベント開催に関する基本方針

1 中止又は延期の判断

(1) 大規模なイベント

収容人数の 50% を超える参加が見込まれるもの、又は、屋内で開催する場合は、100 人超、屋外で開催する場合は 200 人超の参加が見込まれるもの

① 市が主催

原則、中止又は延期

② 市以外が主催

新型コロナウイルス感染症を県外から持ち込まないために、県知事からも県外居住者に対し、来県の自粛要請がなされていることなどを踏まえ、県外居住者が参加するようなイベント等については、原則、中止又は延期を要請する。

(2) 上記以外のイベント

参加者が県内居住者に限られ、かつ空間やスペースを確保できるもの

① 市が主催

イベントの特性から考えられるリスクの度合いや安全対策の実施の可否、あるいは関係者の意向などを踏まえ、規模の縮小、開催方法の見直し含めて個別に判断する。

- ・ 換気の悪い「密閉空間」とならないこと
- ・ 多数が集まる「密集場所」とならないこと
- ・ 間近で会話が発生をする「密接場面」とならないこと

② 市以外が主催

上記の内容の検討を要請しつつ、原則、主催者の意向を尊重する。

開催する際は、2 の感染症予防対策を要請する。

2 開催にあたっての感染症予防対策

(1) 市が主催

- 出入口やトイレ、休憩場所等にアルコール消毒液を十分に配置
- 「咳エチケット（マスク着用等）」及び「手洗い」等の徹底
- 参加者等の体調に異変が起きた際の対応の周知

- 「発熱などの体調不良な人」や「持病のある人」、「高齢者」等の参加については、自粛するよう呼びかけ

(2) 市以外が主催

上記の対応を要請する。

3 実施期間

当面、令和2年5月31日までとし、感染状況次第で判断し、随時見直す。

令和 2 年 5 月 27 日 決定
6 月 1 日 適用

南九州市の新型コロナウイルス感染症対策における 公共施設の利用の基本方針

1 公共施設開館の方針

市民が必要とするサービスは、感染のリスクを考慮し、可能な範囲で提供する。

施設の利用に当たっては、密閉、密集、密接の 3 密の回避に最大限の配慮を要請しながら施設を開館する。

2 施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行うことが可能で、密閉空間にならない施設であること
- (2) 多数の利用者により密集場所とならない利用形態であること
- (3) 間近で会話や発声をする密接場面とならない利用形態であること
- (4) 利用に当たって、消毒や手洗いを励行し、3 密の回避や症状に応じた利用者の選定、連絡先の確認などの同意が得られていること

3 利用の可否判断「3 密の回避」

- ① 換気の悪い「密閉空間」とならないこと
- ② 多数が集まる「密集場所」とならないこと
- ③ 間近で会話が発生をする「密接場面」とならないこと

具体的事例

ア ①～③の基準を満たした上で利用可能

- ・集会機能を少人数で利用

イ 利用できない場合

- ・体育館等の利用において観客の入場が見込まれる大会等を行うとき
- ・集会施設を利用して飲食を伴う懇親会等を行うとき

※ 1 の方針を念頭に、利用者間の距離が 2 m 離れることができれば利用可能であるが、施設の規模や形態及び感染症の発生状況によって、利用の可否の判断を行う。

4 公共施設閉館の方針

市内の公共施設のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、次の場合は、一定の期間において、一部の公共施設の閉館を実施する。

閉館に当たっては、事前に市民及び利用者への周知に努めるものとする。

- (1) 本市又は隣接する自治体に感染者が発生したとき
- (2) 公共施設を開館することにより、県外からの利用者が訪れるなど感染拡大が懸念されるとき

※ 必要に応じて令和 2 年 5 月 26 日に鹿児島県が発出した「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」を参考にし、個別に設定をするものとする。

5 6 月 1 日以降の公共施設利用について

公共施設の利用にあたっては、令和 2 年 5 月 26 日に鹿児島県が発出した「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」を参考にすること。

なお、5 月 25 日に緊急事態措置が解除された 5 都道県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）からの利用が予測される施設等については、各施設の利用状況の実態を考慮の上、閉館等の措置を検討するものとする。

【施設区分ごとの利用緩和の考え方】

施設区分	対応方針
文化会館， 地区公民館等	(1) 催物（イベント等）は，参加者が100人以下のもの (2) 会議室の面積に応じ，収容人員の50%以下の人数で，2 mの間隔を確保可能な人数で利用する会合等 ※上記(1)，(2)は，次の条件を満たすもの場合に利用可能とする。 ①「三つの密」の発生が想定されないこと ②大声での発声，歌唱や声援，又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと ③必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限，誘導，手指の消毒設備の設置，マスク着用，室内換気）が講じられること
図書館，図書室	人と人の間隔を2 m開ける。四方を開けた席配置等の工夫をして開館
運動施設	ロッカー，シャワー等共用施設以外は利用可。 競技は県内居住者の参加者のみで，屋内100人以下，屋外200人以下，収容人数の50%以下の人数の場合に利用可。
公園，宿泊施設等	・密集を避けるよう注意喚起を行ったうえで，利用可等 ・キャンプ場等については，6月18日（木）までは，県内居住者及び5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県を除く地域の居住者の利用に限る
売店，食堂等	別紙資料を参考とした対策を行ったうえで，利用可 （レジ前の間隔確保，飛沫感染防止，マスク着用，入場制限等）
温泉施設等	更衣室，浴室への入館者を密の発生にならないよう，一定の人数以下に抑制するなどの措置をとることにより，利用可能とする。

令和 2 年 5 月 27 日 決定

6 月 1 日 適用

新型コロナウイルス感染症対策における南九州市職員の行動指針

1 職員及び職場の対応方針

- (1) 毎日、出勤前に自宅で次の健康チェックを行うこと。
(体温測定、呼吸器の症状・倦怠感・嗅覚異常の有無確認)
- (2) 発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤を控え、上司に病状を報告すること。
- (3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、保健所又は医師へ相談のうえ、指示に従うこと。
一般の医療機関を受診するよう指示された場合にあっては、相談日時、医療機関受診日時、診断結果を別紙（第 1 号様式）により報告すること。
- (4) 自宅待機等を指示された場合の休暇の取扱いについて
 - ① PCR 検査結果が陽性の場合は、職免扱いとする。
 - ② PCR 検査結果が陰性の場合で、自宅療養を指示された期間は特別休暇扱いとする。
 - ③ 前記①及び②に該当しないものは、原則として年次有給休暇扱いとする。

2 職場における留意事項

- (1) 執務中において、窓口業務や面談等で来客に対し、密接な対応を要する場合は、マスクの着用に努めること。
- (2) 用務で外出先から事務室に戻る際は、手指をハンドソープにより手洗いし、消毒を十分に行うこと。
- (3) 事務室は一定の間隔で十分な換気を行うこと。
- (4) 会議を開催する場合は、窓を開放するなど特に換気に留意するとともに、収容人数の 50% 以下の出席者となるよう広めの会場を準備し、一人ひとりの座席の間隔を十分に確保すること。
- (5) 会議は、説明を要点のみとするなど、開催時間の短縮を工夫し、場合によっては、事前に資料配信し、メールや電話による合議制等による集約方法の採用も検討すること。

3 出張等の留意事項

6 月 1 日から 18 日までの間においては、5 月 25 日に緊急事態措置が解除された 5 都道府県への出張、同地域からの訪問の受入については、慎重に対応すること。

4 勤務時間外の留意事項

集団感染を招きやすい密閉、密集、密接が重なる場を徹底して避けるなど、感染予防を意識して行動すること。

各課等における懇親会等の実施は、5 月 26 日付け新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組の別添 2 事業活動に当たっての積極的な感染防止の取組のお願いに沿った取組が食事提供施設で行われている場合に限るものとする。

5 週休日等の留意事項

6 月 18 日までの間において、週休日等に冠婚葬祭等でやむを得ず県外へ外出をする場合は、事前に各課等の長へ連絡を行い、行動履歴を別紙（第 2 号様式）に記録し、各課等の長へ報告をすること。

（期間、行先（都道府県、自治体）会場又は施設名、参集人数など）

